九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

クロス・カズン婚(cross-cousin marriage)の意義 : レヴィ・ストロースの親族構造論を中心にして

有地, 亨
九州大学法学部 : 助教授

https://doi.org/10.15017/1346

出版情報：法政研究. 25 (2/4), pp.167-188, 1959-03-05. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

クロス・カズン婚（cross-cousin marriage）の意義

―レヴィ・ストロースの親族構造論を中心にして―

有　地　亨

目　次

一、はしがき
二、クロス・カズン婚の起源に関する諸学説
三、レヴィ・ストロースの理論
四、むすび

一、はしがき

英国王立人類学研究所（A Committe of the Royal Anthrpological Institution）の研究手引書の定義によれば、人類学上、性を同じくする兄弟姉妹の子相互間、すなわち兄弟の子相互あるいは姉妹の子相互をパラレル・カズン（parallel cousins）と称し、性を異にする兄弟姉妹の子相互間、すなわち父の姉妹の子と母の兄弟の子の間をクロス・カズン（crass cousins）と呼んで、両者は厳格に区別される。(一) しかも多くの未開社会では、パラレル・カズン間の婚姻は厳重に禁止されているが、反対に、クロス・カズン間の婚姻は優先的婚姻（preferential marriage）として認められている。更に、クロス・カズン婚の中においても、母の兄弟の子との婚姻、あるいは父の姉妹の子との婚姻の二つ

の類型が区別され、双方を同時に行っている社会もあれば、あるいは一方を禁じている社会もあって、その婚姻形態は多様性に富むのが常態である。[二] かようなクロス・カズン婚の分布状態について、ローウィー（R. H. Rowie）は、普遍的とは言えないまでも、世界のほとんどの地域から報告されていると述べている。[三] すなわち、西部オーストラリアのエレイ湖周辺の諸部族には、母方のおじの娘との婚姻を命じている部族が、かような婚姻を禁じている他の部族と共存しているし、メラネシアのフィジィ諸島、南アジアのトーダ族（Toda）やヴェダ族（Vedda）、印度アッサム地方のチベット・ビルマ語族（Tibeto-Burman）あるいはミキール族（mikir）、スマトラ、更に、シベリアのギリヤーク人（Gilyak）、カムチャダール族（Kamchadal）やツングース族（Tungus）にまで発見され、アメリカにおいても、英領コロンビアの北部海岸、カリフォルニア中部やニカラグワから報告されている。[四] また、アフリカ南東部のホッテントット族（Hottentot）、ヘレロ族（Hero）、マコンデ族（Makonde）、スワジィ族（Swazi）、バントウ族（Bantu）、ロジ族（Lozi）、アシャンティ族（Ashanti）等の多数の部族にかかる婚姻事例が発見されている。[五]

わが国において、かような婚姻慣行の存否の調査がなされたのをいまだ聞かないが、次のような事例は、すくなくともかって行われていたことを推測せしめるものではないかと考える。たとえば、名取氏がアイヌでは、「平行従兄弟姉妹と交叉従兄弟姉妹を総称して iriwaki と呼び、iriwaki の間の結婚は許されるのみか、他の如何なる関係の通婚よりも好ましいものとして最も祝福される」[六] と報告されているのは、パラレル・カズンとクロス・カズンとを同視されているようにおもわれる点、多少正確さを欠ぐが、アイヌでクロス・カズン婚が行われていることを否定することはできないし、また、古く遡って古事記の中にあらわれたクロス・カズン婚の例としても、安寧天皇と阿久斗比売、開化天皇と伊賀迦色許売、履中天皇と黒比売のごとく三例をも数えることができるが、[七] これらはすくなくとも、かってクロス・カズン婚が行われ、なんらかの機能を果していたとはいえないであろうか。

(一) A. Committe of the Royal Anthropological Institution of Great Britain & Irland, Notes & Queries on Anthropolgy, 1951, p. 76.

(二) クロス・カズン婚の定義的説明としては、堀喜望「文化人類学」一五〇頁、杉浦健一「人類学」一〇三頁、社会学辞典「クロス・カズンとパラレル・カズン」の項参照。

(三) R, H, Lowie, Primitirve Society. 1921. pp. 24—26.

(四) 東南アジアの諸民族に普遍的なクロス・カズン婚が行われていることは、大林太良「東南アジアの親族組織」の中に随所に出てくる。

(五) A, R. Radcliffe-Brown & D. Forde, African Sysrems of Kinship and Marriage, 1950, pp. 104, 160, 173, 228, 279 'etc.,

(六) 名取武光「沙流川筋アイヌの家政と婚姻」民族学研究新一巻一号八頁。

(七) 洞富雄「日本母権社会の成立」二四九頁。

二、クロス・カズン婚の起源に関する諸学説

同じいとこの親等に属しながら、パラレル・カズンでは婚姻が禁止されるが、反対に、クロス・カズンでは好ましい婚姻とされている理由に関しては、人類学者の間で様々の解釈が試みられる。

タイラー(E.B.Tylar)はクロス・カズン婚は外婚的半族組織(exogamus moity system)の直接の結果であると推論している。すなわち、パラレル・カズンは常に同一の moity に属するから、相互に通婚することはできないが、クロス・カズンは反対の moity に属するので、外婚規則の影響を受けず、常に婚姻可能な配偶者たりうると述べている。(一)

しかし、クロス・カズン婚が全く symmetrical であるならば、exogamus moity の結果であると言うこともでき

るかもしれないが、現実のクロス・カズン婚は、asymmetrical なものであり、また反対の moity に属する婦女ならば誰とでも婚姻することが可能であるというのではなく、たとえば、ムルギン族（Murgin）のように自己の母の兄弟の娘とのクロス・カズン婚のみを容認するにすぎないものもあるから、単なる外婚双分組織（exogamus dual organization）の結果であると言うことはできない。[二] 彼が証明したものは、クロス・カズンは双分組織において、配偶者たりうる者（潜在的配偶者）の範疇に入るということだけであって、これらの潜在的配偶者の中で、なぜ最近親の者がすぐれて正当な配偶者と考えられ、その他の者は第二次的な者と見なされるかの理由を説明していない。更に、クロス・カズン婚を行うすべての部族の社会構成が悉く exogamus moity を形成しているわけではない。たとえば、ギリヤーク族、チムシアン族や南アフリカの部族の中には双分組織を欠いでいるにもかかわらず、クロス・カズン婚を行っているものもある。[三]

リヴァース（W. H. R. Rivers）は、メラネシアのクロス・カズン婚を説明するために、クロス・カズン婚は双分組織から直接生ずるのではなくて、双分組織自体およびかかる双分組織内の長老の支配状態から発生する一連の条件の終局的な効果として、次のような仮説を主張している。すなわち、当初においては、有力な長老が若い婦女を独占したが、次第に過剰の婦女を姉妹の息子に譲渡するようになった。次いで、姉妹の息子はその母の兄弟に所属する一切のものを請求しうる程強大な権力を所有するようになり、このために、長老は姉妹の息子に対して妻ではなくて娘を付与するに至ったと言うのである。[四] リヴァースが異った出自（descent）規定を想定し、メラネシアにおいては推定相続人たる地位を占める姉妹の息子に注目したのは興味あることではあるが、かような承継規則を有しない部族内のクロス・カズン婚を説明しえない難点があろう。

多くの人類学者はクロス・カズン婚の重要な効果としての財産の承継に注目してその起源を推論している。母系部

族においては、ある男子の相続人はその姉妹の息子であって、彼自身の息子はなにも承継しない。かような場合の子に対する父性愛と社会的義務の衝突を解決するためには、彼の監護に服している彼の承継者を娘と婚姻さすことによって、その娘は彼の財産上の利益を享受しうるし、また、息子が彼の姉妹の娘と婚姻するならば、彼自身の孫が再び承継人となる可能性も生じてくる。(五) たとえば、財産はB^1から彼の姉妹の息子B^2に承継され、彼自身の息子C^2がB^2の姉妹b^2と婚姻すれば、B^2の死亡によりその財産はB^1の孫たるB^3に帰属することになる。

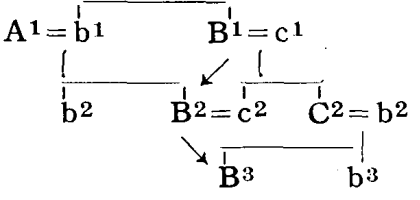

同様に、マリノウスキーは母系的承継を有する部族法と父親が可能なかぎりすべての特権を彼の息子に与えようと欲する父性愛の双方を公平に満足せしめるためのクロス・カズン婚の機能を刻明に次のように説明している。(六)

『酋長、部落長―あるいは地位、富および権力を有する者は誰でも―は、その最愛の息子に、その承継人から安全に隔離しうるすべてのものを与えようとする。すなわち、村有地のある地面、漁撈や狩猟における特権、世襲的呪術のあるもの、クラ交換における地位、カヌーに乗る場合の特権的地位、更に舞踏における上席権等がそれである。息子は屢々父に代って呪術を行い、部族会議で人々を指揮し、更に羨望の的となっている名声を獲得しうるすべての場合に、彼の個人的魅力と勢力を示すことによって彼は父親の代理人となる……しかし、かような特権的地位は存続しているときですら、嫉みを受け不安定なものである。つまり、母系における正当な承継人および所有者は、酋長の生存中は隅に追いやられ憤満をこらえているからである。いずれにしても、かような利益はすべて父の死亡と同時に消滅する。しかし、酋長が自身およびその子孫のために、村での完全な市民権を永続的に確保し、死に至るまですべての贈物の所有権を確保する唯一の方法がある。　それは、息子に父方のクロス・カズン婚を締結せしめること、すなわち息子を父の姉妹の娘あるいは父の姉妹の娘の娘と婚姻せしめることである』。

マリノウスキーは、その調査にかかるトロブリアンド島のクロス・カズンを次のように敷衍する。(七) 酋長に姉妹があ

り、その姉妹に息子があれば、その息子が酋長の承継者となる。またこの姉妹に一人の娘があれば、この娘は貴族の系統を承継し、この娘の夫は特権的地位が付与され、慣習に従って、妻の兄弟やその他の男子の親族に対して一定の

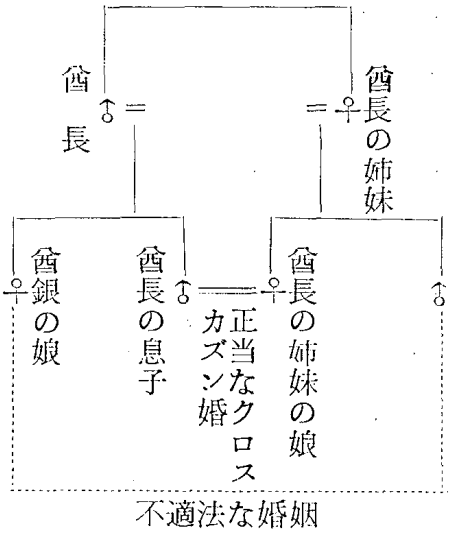

請求権を有する。これらの者は毎年の食物を貢納する義務を負担し、彼の非公式の協力者、友人、後援者と見なされ、また、彼は希望するならば、その村落に居住する権利をもち、部族の行事や呪術に参加する権利を有する。それ故、酋長の息子は明らかに父の生存中に享有し、また父の死亡によって剝奪されたと同一の地位を事実上占めることができる。この婚姻形態は、夫が妻の共同体で生活するという点で通常の婚姻と異っており、クロス・カズン婚は matrilocal をなしている。

ラドクリーフ・ブラウン（A. R. Radcliffe-Brown）はアフリカのロヴェド族（Lovedu）のクロス・カズンを花嫁代（marriage payment）との関連で把握している。(八) 上図のように、B、bおよびC、cは兄弟姉妹であって、Aはbと婚姻し、Bは姉妹の婚姻で得た花嫁代でcと婚姻し、Cはその姉妹から得た花嫁代でdと婚姻するときには、Bb、AB、bc、AC間には花嫁代によって特殊な関係が成立する。かような場合、A、B、Cの各親族間には世代を超えた社会関係が成立する。Aの息子はBの娘と、Bの息子はCの娘と婚姻し、三つの親族間の生活連帯のサイクルが確立する。たとえば、BはAに花嫁をやり、それから花嫁代を受け、Cに花嫁代を与えて花嫁を取得する。環結姉妹（linked sister）(九) のbは『彼女の兄弟Bのために家を建てた』と言われ、彼女はその家に入る『門を持っている』と称せられる。彼女は自己のよき協力者となるべきBの娘を自己の息子の妻として請求する権利をもっ

A＝b　B＝c　C＝d

ている。それ故に、クロス・カズン婚は花嫁代（marriage payement）の点からも組織化され、人と親族間の複合関係を創設すると説明される所以である。以上の諸説は、いずれも一定の承継規則を予定するか、あるいは承継されるべき財産または花嫁代を前提としている点で、財産を欠ぎ、承継規則に全く無関心な英領コロンビアやインドの諸部族、西ブラジルのナンビクワラ（Nambikwara）の半遊牧民に存するクロス・カズン婚を説明することはできないであろう。従って地域的なクロス・カズン婚の説明としては妥当するかもしれないが、それを統一的な原理と考えることは不可能であろう。ローウィーは次のように、結局、クロス・カズン婚の発生原因は単一ではなくて各地域の諸々の動機から生じたと結論している。(10)

『勿論、クロス・カズンは、それ程婉曲でない方法で相互に婚姻するようになったということは考えられる。スワントン（Swanton）の示唆するように、英領コロンビアのごとく、財産の所有が部族意識において支配的な役割を演ずるところでは、家族の範囲内にのぞましい所有物を保存しようとする動機から、父の姉妹の娘あるいは母の兄弟の娘との婚姻に導かれたものと考えられる。これと屢々関連している他の原因は、低い身分に属する者との婚姻を容認しないカースト感情のためである。たしかに、かかる目的は、パラレル・カズン婚によっても達成されうるであろう。しかし、これらのパラレル・カズンは通常 siblings と称され、名称を同すくするものが同一視される原始人の性向のために、siblings すなわち近親相姦の感情がそれらにまで拡張されるのである。かくして、クロス・カズンは、その婚姻が慣習法によって許されると同時に、財産と社会的権威を家族内に保持しうる最近の親族として存在することになる。最近、提供される説明のすべてが特殊な条件に基礎をおいているということは注目すべきである。クロス・カズン婚は、おそらく、単一の原因から発展した現象ではなくて、種々の地域において、種々の動機から発生した現象であろう』。

しかし果してクロス・カズン婚の構成原理の中に統一性、普遍性は求められないであろうか。一九四九年にレヴ

ィ・ストロース（Lévi-Strauss）の『親族関係の基本的構成』（Les structures élémentaires de la parenté）が出版されるにおよんで、クロス・カズン婚を含む優先的婚姻の諸形態に関して漸く統一的解釈が与えられたようである。そればかりでなく、レヴィ・ストロースの親族構成論によって人類学界の親族構成の研究には新たな波紋を投じられているが、わが国においては、いまだ彼の理論は体系的には知られていない。[一一] しからば、彼の親族構成論の中心課題をなすクロス・カズン婚を彼はどのように考えているであろうか。

（一）Tylor の著書は入手できないので、Lowie, op. cit., p. 27 による。

（二）R. H. Lowie, Social Organization, 1950, p. 107.

（三）R. H. Lowie, Primitiue Society, p. 27.

（四）W. H. R. Rivers, The History of Melanesian Society, 1914, vol. 4, pp. 61, 122.

（五）Encyclopaedia Britannica, vol. 6, Cousin marriage.

（六）B. Malinowski, The Sexual Life of Savages in North-Western Meranesia, 1929, p. 81.

（七）ibid., p. 88.

（八）A. R. Radcliffe-Brown & D. Forde, op. cit., p. 53.

（九）linked brother and sister については、執行・有地「婚姻と社会統制」（家族問題と家族法Ⅱ「結婚」）五六頁参照。

（一〇）R. H. Lowie, Primitive Society, p. 29.

（一一）レヴィ・ストロースをわが国に紹介したものとしては、大林良太「東南アジアの親族構造」三四頁以下、青山道夫「レヴィ・ストロースの家族学説について」「家族問題と家族法」月報四、室淳介訳「悲しき南回帰線」、執行・有地前掲論文九四頁以下。なお「親族関係の基本的構成」を紹介、批判したものとしては、J. P. B. de Josselin de Jong, Lévi-Strauss Theoey of Kinship and Marriage, 1952; G. C. Hommans & D. M. Schneider, marriage, Authority and Final

Causes, 1955; C. W. M. Hart, Review of Lévi-Strauss "Les structures élémentaires de la parenté" American Anthropologist, LII. pp. 392-393.

三、レヴィ・ストロースの理論

(1) 互酬性（réciprocité）と婚姻規則

レヴィ・ストロースは先ず二集団間の婚姻は極めて高価な稀少財貨たる婦女の交換の過程であるという仮定から出発する。ある集団が他の集団の男子にその姉妹や娘を提供したならば、その集団はその婦女を失ったことを補償さるべきなんらかの手段を持つべきであるから、他の集団から婦女の返還を受けるべきはずであると考える。それ故、レヴィ・ストロースは近親相姦の禁止自体と優先的結合とを関連さして、『娘あるいは姉妹との性交を禁ずるのは、婚姻において娘あるいは姉妹を提供するということを強制するとともに、提供を受けた男子の娘あるいは姉妹に対する請求権を創設する』と推測する。が更に、彼は『近親婚の禁止の内容は禁止という事実によって尽きるのではない。禁止は直接、間接あるいは媒介的、非媒介的に、交換を確立し、保証するためにのみ設定されるにすぎない』と考える。つまり、近親婚の禁止や他の婚姻規則は集団間の婦女の交換を生ぜしめるのではなくて、交換が行われる結果、これらの規則が設定されるに至る事実を注視するのである。かかる互酬性（réciprocité）の組織における諸関係にあっては、男女の性関係は婚姻がその典型とも、その機会ともなっている全体的給付（prestations totales）の一面を構成している。この全体的給付現象は、財産、権利、義務等の社会的価値および婦女を交換対象とするものである。すなわち婚姻を形成する全体的交換関係は男女がそれぞれ提供し、受容する義務を負担している二当事者間に設定されるというよりも、二個の集団間に設定され、しかも婦女は対当な当事者としてあらわれるのではなくて、交換の対象と

しての機能をもっているだけである。(五) 従って、レヴィ・ストロースは、近親婚の禁止についで、普遍的とも言うべき現象のクロス・カズン婚は親族用語や、慣習が単純に並置された結果発生したものと考うべきでなく、全体的構造現象として把握しなければならないことを主張する。勿論、かような見解は、決して新しいものではなくゴールデンワイザー (A. A. Goldenweiser) やサピア (L. Sapier) によってつとに提唱されていたのであるが、(六) とくに注目すべきものとしては、ニューカレドニアのカナク族 (Kanak) の親族関係を分析したレーンハルト (Leenhart) は、カナク族が夫と妻 (paire)、父と息子 (couple)、母と娘 (cycle)、祖父と孫息子(交互世代関係)、母方のおじと甥(avuncular relation) の各関係には、それぞれ、duawe, duanoro, duaduwe, duaeri, duarha であらわす特別の用語が存することを発見している。(七) かような親族構造上の差異は実際には外婚制をともなうことが多いけれども、決して外婚制から自働的に発生したものと考えるべきではない。そこに、異性あるいは同性の親族の媒介によって親族関係が設定されるに応じて、同じ親等に属する傍系親族間に差異が生ずるということを確認しなければならない。つまり、兄弟と姉妹の関係は姉妹と兄弟の関係と同じであるが、それらは兄弟と兄弟あるいは姉妹と姉妹との関係ーこれは同一であるがーとは異ることを示している。要するに、個人の社会的地位での顕著な相違は傍系血族が男性、女性の配列からみて対称的構成 (structure symétrique) をとるか、あるいは非対称的構成 (structure asymétrique) をとるかに従って、変化するということである。(八) されば、パラレル・カズンとクロス・カズンとの関係の構造上の差異を理解するための鍵は、クロス・カズン婚の中に、交換による婚姻の基本方式を認め、その交換の中にその構造的性格が強く現らわれている対立組織の起源を確認することにひそんでいる。たとえば、交換集団として婚姻によって結合されるA・B二個の基本的家族を想定すれば、AがBに婦女を与えることは、受益者たるBは債務者の地位に移行し、婦女を提供したA集団は債権者たる地位を獲得する。それ故、A・B集団の男子の婚姻は、自己の集団に婦女を持込むが故に債務者の地位に

おかれ、反対に、A・B集団の婦女の婚姻はその集団にとって喪失を意味するが故に、債権者の地位に立たしめられる。従って、パラレル・カズン間のいかなる婚姻も債権者たる地位と債務者たる地位の間の均衡の破壊を惹起せしめるので、交換関係を維持することはクロス・カズン婚によってのみ許されるわけである。なぜならば、二人の男子のパラレル・カズンは、双方とも父の集団に対しては債権者の地位に立ち、また母の集団に対しては債務者の地位に立つけれども、彼らがその姉妹を交換すれば、二人の中一人は自己に対して債務者の地位にない者から婦女を取得することになって、他方の損失を招くことになるからである。(九)

以上のような観点からレヴィ・ストロースはカリエラ型（Kariera）、アランダ型（Aranda）、ムルギン型（Murgin）の所謂オーストラリアの古典的婚姻組織におけるクロス・カズン婚の精緻な分析をなし、échange restreint（限定交換）と échange généralisé（一般交換）の二つの交換類型と居住制と出自規則の関係から régimes harmoniques（調和組織）と régimes dysharmoniques（非調和組織）の二つの組織類型を検出して、単系クロス・カズン婚（unilateral crass-cousin marriage）のうちいずれが優先するかの問題に論及している。

(2) échange restreint と échangé généralisé

レヴィ・ストロースは、échange restreint は、一婦女対一婦女の直接的な交換であって、二つまたはその倍数の偶数の当事者集団間に作用する交換類型を指し、échange généralisé とは交換が直接的ではない反面、数世代を遡れば、その交換をたどることが可能でありうるし、また親族呼称にも影響を及ぼされている奇数を含んだ任意の当事者集団間に行われる交換と定義している。

オーストラリアのカリエラ族、アランダ族等の有する半族組織（moités）、四分組織（sections）、八分組織（sous-sections）の婚姻組織においては、Aの男子がBの婦女と婚姻すれば、Bの男子はAの婦女と婚姻することになってい

る。従って、婚姻組織内部の両性間には互酬性（réciprrocité）は存在するが、Ego は母の兄弟の娘とでも、あるいは父の姉妹の娘とでもいずれも婚姻することができる。すなわち、これらの婚姻類型は双系クロス・カズン婚（bilateral cross-cousin marriage）を示し、婚姻規則は配偶者の性には無関係であって、いずれにしても、偶数の集団が存在しさえすれば、その集団間には互酬性のメカニズムが働き、相互に婦女を交換することができるから、échange restreint と称される。[10] これに対して、母の兄弟の娘または父の姉妹の娘のいずれか一方との婚姻のみが許され、他方との婚姻を否認する所謂 unilateral cross-cousin marriage を規定する社会集団も存する。この場合、男子と婦女とではその婚姻規則を異にし、ある男子が彼の母の兄弟の娘と婚姻するならば、婦女は彼女の父の姉妹の息子と婚姻することになる。レヴィ・ストロースはかような婚姻規制をムルギン組織を分析して発見し、そこに母の兄弟の娘との婚姻のみを許し、父の姉妹の娘との婚姻を禁止している類型に注目し、échange généralisé と称している。具体的に示すならば、échange réstreint を行うカリエラ型では、Aの男子はBの婦女と婚姻するが、反対に、Bの男子はAの婦女と婚姻をするので偶数の集団が存すれば足りるが、échange généralisé のムルギン型では、Aの男子がBの婦女と婚姻するときには、Bの男子はCの婦女と婚姻するという結果になり、奇数の当事者集団間で互酬関係が確立される。たとえば、A、B、C、D四個の section に規制される婚姻組織を考えた場合、カリエラ型は[11] paires = AB. CD. BA. DC（= AB. CB），couples = AD. BC. CB. DA（=AD. BC），cycles = AC. BD. CA. DB（= AC. BD）であらわされる。これはA、Cの男子はB、Dの婦女と婚姻することが許されるだけであること、また母親がBまたはDに属している場合には、その子はB、D間を、AまたはCに属する場合には、子はA、C間を無限に循環することを意味する。つまり、AC cycles と BC cycles はそれぞれ二個の母系半族として機能していることを示す。同様に、父がAまたはDに属する場合には、その子はAD間を、また父がBまたはCに属す

る場合には、子はBCを循環する。従って、AD couples と BC couples は AC. BD 二個の母系半族に交叉する二個の父系半族として機能する意味をもつことを示している。(一二)これに対して、échange généralisé のムルギン型においては、Aの男子がBの婦女と婚姻する場合には、Bの男子はCの婦女と婚姻するという関係であるから、Bの男子の婚姻は後に位置するCに支配される場合には、Cの婦女は前に置かれたAに支配されることになる（他方の配偶者に関しては逆である）。

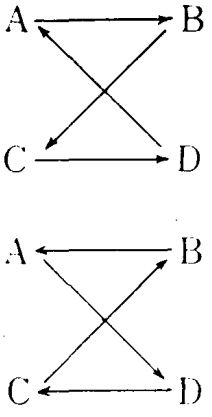

すなわち、AB. BC. CD. DA の paires を想定すれば、échange réstreint では、AB paires はAの男子とBの婦女との婚姻とBの男子とAの婦女との婚姻の二重の婚姻関係をあらわすが、échange généralisé では、一義的にAの男子とBの婦女との婚姻関係を示すだけである。しかし、これらの婚姻規制に対して、couples あるいは cycles なんらの影響をも与えない。換言すれば、Aの男子の子がA、B、C、Dいずれの section に属すると定められたとしても、paires は変らず、ただ一定の出自規則が組織的に適用されるだけである。従って、母の section に直接接続する section にその子が属すると仮定すれば、paires は AC. BC. CA. DB となり、cycles は BC. CD. DA. AB となる。この意味するものは、échange généralisé では、常に二個の明示的あるいは黙示的父系半族が存在するが、母系半族は存在しないということである。(一三)また、これらの échange généralisé における婚姻規制は、Cの男子はDの婦女と婚姻するという関係であるから、Ego は自己の直接後に接続する section 内の母の兄弟の娘と婚姻することができるが、前に接続する section 内の父の姉妹の娘と婚姻することはできないということも同時に示唆している。姉妹から、兄弟に移行する場合には、この構造は逆になる。その結果、Ego は父方のクスロ・カ

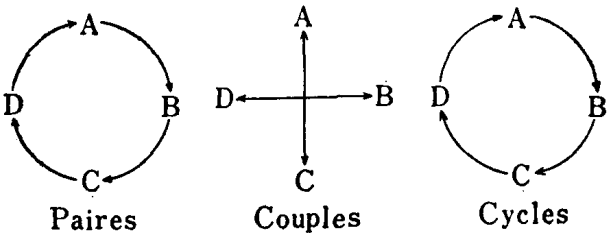

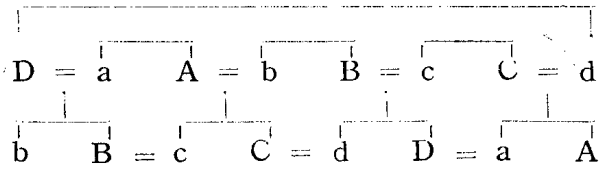

ズンとは婚姻できないが、父方のクロス・カズンのB男はEgoの姉妹のcと通婚しうる。cは父方のクロス・カズンから見れば、母方のクロス・カズンに該当するわけである。それ故、このクロス・カズンの婚姻関係は、Bはcと、Cはdと、Dはaと無限に継続するから、échange généralisé は母の兄弟の娘との優先的婚姻を理論的範型となしているということができる。結局、レヴィ・ストロースは社会の有機的連帯（solidarité organique）の立場から、[一四] échange généralisé が échange restreint に優先する交換形態であると主張するのである。すなわち、échange restreint は、二つの集団が相互に結合されて、直接婦女を交換するにとどまるから、その構造上の発展は、関係する section の数的増加という機械的発展の機能をもつだけであるが、échange généralisé では三つの集団のそれぞれの地位は他の二つの集団に対して特定され、ある集団が他の集団から婦女を獲得すれば、第三の集団に自己の集団の婦女を与えなければならないという関係が設定されるから、婦女の提供と受容がサイクルを構成して的確に働かなければ、いかなる集団も婦女を取得することもできないということになる。さればこそ、レヴィ・ストロースは『échange généralisé は、その範囲と構成において同一にとどまる集団に、かかる機械的には安定した集団内部において、極めて強固な有機的連帯を実現することを可能ならしめる』と言う所以である。[一五]

(3) régime harmonique と régime dysharmonique

更にレヴィ・ストロースは、双系クロス・カズン婚（bilateral cross-cousin marriage）と単系クロス・カズン婚（unilateral cross-cousin marriage）とを区別し、前者は dysharmonique と結合し、後者は harmonique と結合することを指摘する。[一六] 彼は居住規則（régle de résidence）が出自規則（régle de filiation）と一致する場合をharmoniqueと言い、両者が異る場合を dyshrmonique と称するのである。[一七] 従って、母方居住制と母系出自あるいは父方居住制

と父系出自が併存する組織が harmonique であり、母系出自と父方居住制、あるいは父系出自と母方居住制を構成する社会構成が dysharmonique である。(一八) 二個の父系半族 (moitiés patrilinéaires) ABと二個の父方居住制集団1、2を包含する régime harmonique (すなわち patrilinéaire et patrilocal) を考察すれば、A_1の男子がその父と同じ父系半族および地縁集団に属し (すなわち harmonique)、他の半族B_2の婦女と婚姻するとすれば、子はA_1に属し、その婚姻と出自関係は上図のようになる。従って、この組織は、A_1、B_2とA_2、B_1の二対の section に分割されているわけである。A_1とB_2あるいはA_2とB_1とは相互に通婚によって結合されているが、A_1B_2とA_2B_1の間には婚姻関係も出自関係も存しない。つまり、この組織は完全に二つに切断されている。他方、二つの母系半族と二個の父方居住制集団を含む régime dysharmonique (すなわち matrilinéaire et patrilscol) であるカリエラ型を想起するならば、(一九) このカリエラ型では、すべての section は婚姻規定と出自規定によって結合される。(二〇) 従って、régime dysharmonique は四分組織、八分組織と無限に両分され、échange restreint と双系婚姻規則を維持し、すべての section を婚姻と出自によって結合する。

男 A_1 = 女 B_2 → 子ハ A_1
男 B_2 = 女 A_1 → 子ハ B_2
男 A_2 = 女 B_1 → 子ハ A_2
男 B_1 = 女 A_2 → 子ハ B_1

これに反し、前述の régime harmonique は双分組織の段階を出ることは決してない。それ故、レヴィ・ストロースは régime harmonique が地縁集団および系譜集団を相互に結合し、全共同を包摂する婚姻規制を適応するためには、双系クロス・カズン婚を放棄して単系クロス・カズン婚を採用しなければならないと主張している。かようなわけで、彼はすくなくともオーストラリアの親族組織においては、双系クロス・カズン婚が régime dysharmonique と結合され、また単系クロス・カズン婚が régime harmonique と結合される結果になったと述べるのである。(二一)

双分組織から発展した親族組織
と主要類型の分類

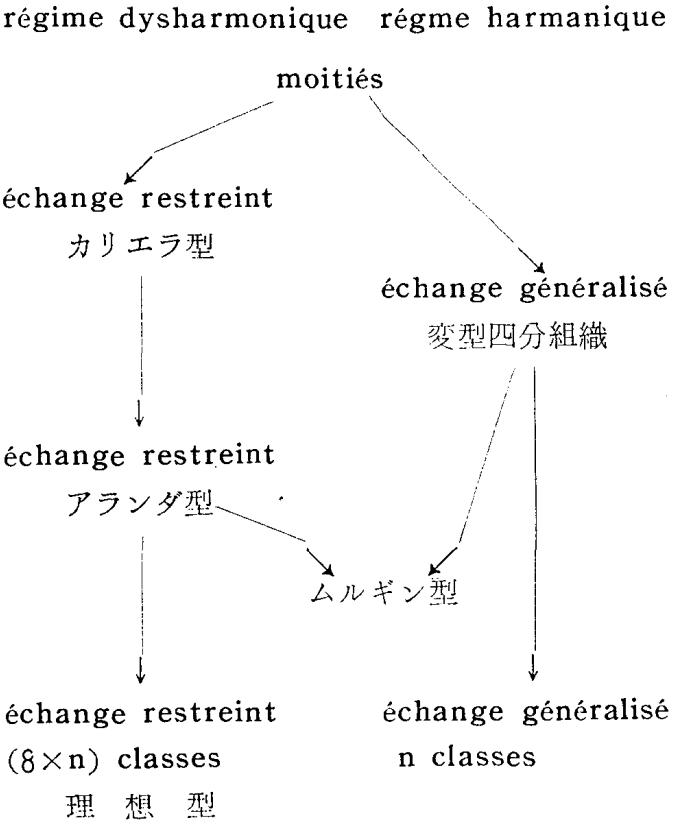

(4)　母方クロス・カズン婚と父方クロス・カズン婚

すでに述べたように、レヴィ・ストロースは社会の有機的連帯性からみて、échange généralisé は échange restreint より優れていると言ったが、それと全く同じ立場から、母方のクロス・カズン婚が父方のクロス・カズン婚に優先すると考えている。母方のクロス・カズン婚と父方のクロス・カズン婚とは必ずしも対応関係にあるのではない。次頁の図において、母方の兄弟の娘との婚姻においては、B集団の男子は常にC集団の婦女と婚姻し（C集団はB集団に対して婦女の提供者の立場にある）、また、Aの集団の男子は常にBの集団の婦女と婚姻する。これに反して、父の姉妹の娘との婚姻においては、Bの男子はある世代ではCの婦女と婚姻するが、子の世代では、彼の姉妹の息子

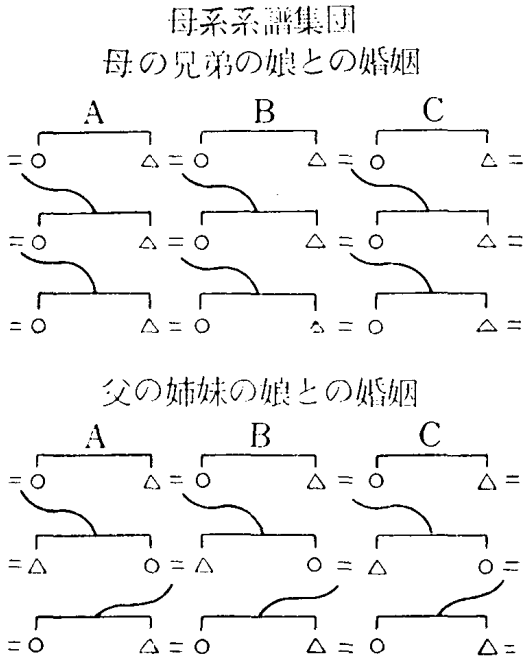

はAの婦女と婚姻し、孫の世代では彼の姉妹の娘の息子はCの婦女と婚姻する。すなわち、B集団は交互世代においてA、Cに対して婦女の提供者および受容者の地位に立つわけで、母方クロス・カズン婚とはその構造を異にしている。換言すれば、母方クロス・カズン婚では、Ego の婚姻は連鎖の中の一個の環を形成するだけで、前に接続する環は彼の姉妹の婚姻であり、彼に接続する環は彼の妻の兄弟の婚姻であるから、これらの集団のすべての婚姻は連鎖をなしている。これに対して、父方クロス・カズン婚では、Ego の婚姻は、父の世代で、父がその姉妹を譲渡したことに対する対応物であって、Ego の婚姻をもってその提供に対する返済は完結したものとみなされる。従って、Ego の兄弟姉妹の婚姻は一応 Ego の婚姻とは無関係である。かようなわけで、レヴィ・ストロースは échange restreint から生ずる双系クロス・カズン婚と対照して、母の兄弟の娘との婚姻を échange généralisé（一般交換）と称し、父の姉妹の娘との婚姻を échange discontinu（非連続交換）と言って区別している。(二二) それ故、彼の所謂 échange discontinu とは、『双系クロス・カズン婚や母方クロス・カズン婚が形成するような全体的組織を構成しないで、父の姉妹の娘との婚姻は相互に並置された夥しい小閉鎖組織以外の他の形態に到達することはできなくて、決して全体的構造を実現することもない』(二三) 第三の交換類型と言うことができよう。更に彼は、アジア地域の婚姻形態に検討を加え、父方クロス・カズン婚よりも母方クロス・カズン婚が通常形態であることを発見している。(二四) 彼はその理由を次のように説明する。『結局、父の姉妹の娘との婚姻が母の兄弟の娘との婚姻ほど頻繁に行われないのは、後者が集団の統合を許すのみならず、それを促

進するものであるが、前者は単に並置された要素から構成され、いかなる全体的な規則にも服しない不安定な組織より以上のものを創設するには至らない。しかもその非連続の組織は、その構成要素をなすそれぞれの小地縁集団の脆弱性と同一の脆弱性にさらされるからである』(二五)。

(一) ストロースはかように婦女を最高の財貨と見なすことについて次のように答えている。『女性の読者は、婦人が男性の仲介人間の取引に従う商品として取扱われているのを見て憤慨するかも知れないが、それが男子を婦女の集団によって交換されるものと見なすと定められたとしても、ゲームの規則(彼の所謂婦女交換規則―筆者註)は依然変りない』(Lévi-Strauss, The family, in Man, Culture & Society ed. by H. L. Shapiro, 1956. p. 284)

(二) Lévi-Strauss. op. cit., p. 64.

(三) ibid., p. 65.

(四) この全体的給付現象はストロースが師のモース(mauss)の全体的「社会現象」の概念を親族構造の基礎として採用したものである。モースは原始交換に共通する基本的特徴を「全体的給付現象」と表現しているが、その特徴は次のようなものである。

㈠ 交換し契約するのは個人ではなく、無形人、集団である。

㈡ 交換されるものは経済的に有用なものには限定されないで、なによりも礼儀、饗宴、儀式、軍役、婦女、舞踏、祭礼等である。

㈢ この給付、反対給付は窮局的には義務的なものであって、その不履行は戦争に導く(mauss, Essai sur le don, in Sociologie et anthoropologie, 1950. p. 151.)。

(五) Lévi-Stauss, Structures élémentaires de la parenté, p. 148.

(六) A. A. Goldenwiser, Remarkss on the Social Organization of the Crow, American Authropologist, 1913, L.

Spier, Yuman Triles of the Gila River, 1933.

（七）Notes d'ethnologie néo-calédonénne, p. 59. cité par Lévi-Strauss op. cit, p. 164.

（八）ibid., p. p. 164-165.

（九）具体的に示すならば、A・B二個の集団の婦女の得喪を＋－であらわせば、この記号はいとこの世代に移行すれば反対になる。しかるとき、Aの男子とBの婦女が婚姻した場合にはAまたはBの集団からすれば＋－二個の記号をもつ者がクロス・カズンなることは明らかである。他の－－、＋＋関係にある者はすべてパラレルカズンになる(ibid., p. 169)。

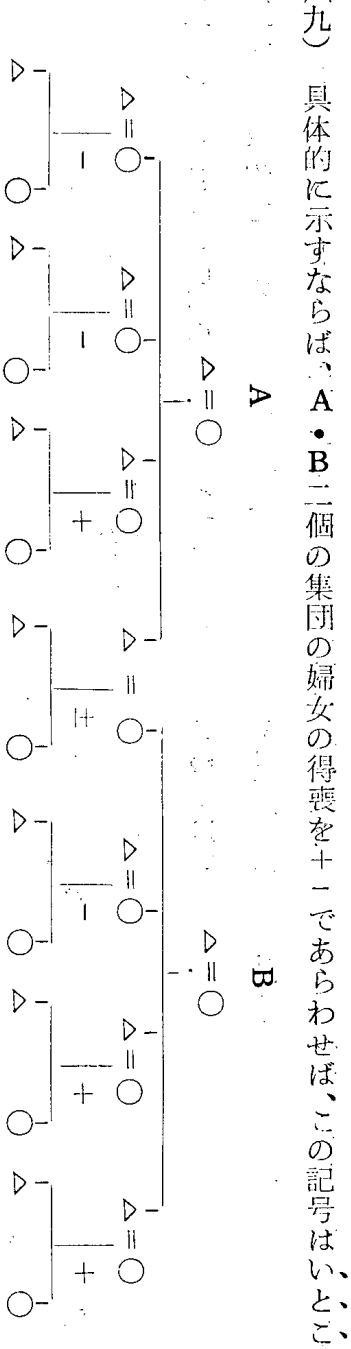

（一〇）ibid., chap. 11. et p. 229.

（一一）所謂オーストラリアの古典的婚姻組織であるカリエラ型、アランダ型、ムルギン型を図示すれば、カリエラ型は、二つの明示的母系半族と二つの黙示的な父系半族が交叉する四分組織（section）を構成するが、アランダ型はそれを更に二個に分割した八分組織（sous-section）を形成する。ムルギン型は母の兄弟の娘とのクロス・カズン婚を規定し、八分組織を形成する点ではアランダ型に似ているが、この八分組織が四分組織の機能を有する点では、カリエラ型に類似し、いわば両者の中間型態を示している。したがって、同一の八分組織を構成するアランダ型とムルギン型を比較する場合、出自関係を示す次頁の図右側の矢印は双方とも同一方向であるが、左側の矢印は逆になっている。これは次頁下図でも解るように、アランダ型

では Ezo は祖父および孫と同一クラスに見出されるが、ムルギン型では、五世代を距ったクラス（父の父の父の父、息子の息子の息子）に見出されるにすぎないことを意味する（ibid., pp. 220-221）。

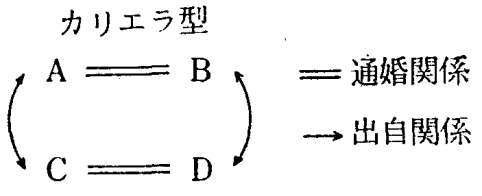

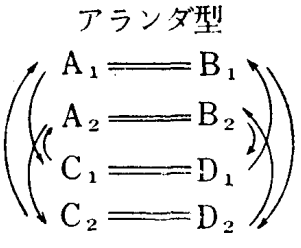

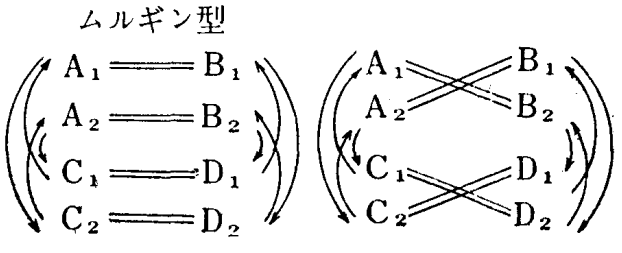

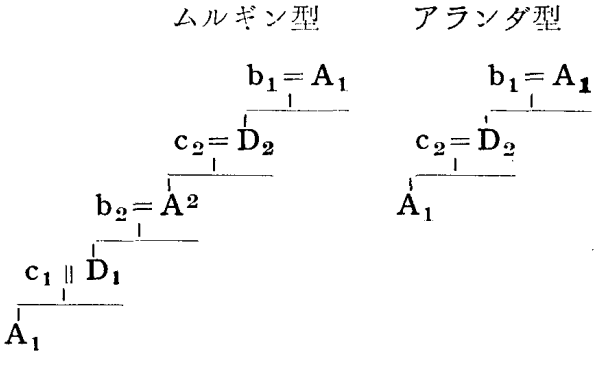

（一二）ibid., pp. 203-204.　（一三）ibid., pp. 230-231.

（一四）彼がデュルケーム学派の代表的学者であることは周知のとおりであり、従って、デュルケームの進化論的な社会変動のシェマを採用し、社会分業によって新しい連帯を生ずると社会構造を観念するのは当然であろう。

V. E. Durkhiem, De la division du travail social, 1893.

（一五）ibid., p. 548.　（一六）ibid., p. 232.

（一七）ibid., p. 274.

（一八）注目すべきは、patrilocal, matrilocal なる用語は通常文化人類学では、婚姻後の配偶者の居住地を指す場合に用いるがレヴィ・ストロースは Ego が系譜関係を承継する前の世代の成員の居住地と関連して Ego の居住地を指すのに使用する。

（一九）前出一七六頁参照。

（二〇）Lévi-Strauss op. cit., p. 271.

（二一）ibid., pp. 271-273.

（二二）ibid., pp. 552-553.

（二三）ibid., pp. 553.

（二四）かように母方のクロス・カズン婚が、父方のクロス・カズン婚よりすぐれた形態であることは、ビルマのカチン族を分析したリーチ（Leach）も認めている。E. R. Leach, The Structural Implications of Matrilateral Cross-Cousin Marriage, Jurnal of the Royal Anthropological Institute, Vol, 81. 1951. pp. 23-55.

（二五）ibid., p. 558.

四、むすび

レヴィ・ストロースは、父方クロス・カズン婚の交換サイクルは二世代で終止するが、母方クロス・カズン婚は連続的交換サイクルを生ぜしめ、かかるサイクルは社会の有機的連帯を創設し、しかもこの有機的連帯は社会にとって好ましいものであるから、母方クロス・カズン婚が父方クロス・カズン婚に優越すると理論構成するのである。しかし、他方、父方のクロス・カズン婚は全体的交換組織としては不十分なものであるが、その交換サイクルが短いから、長い交換サイクルが惹起せしめるような長期信用に附随する危険を滅殺する利益を有していることも見逃してはいない。従って、レヴィ・ストロースは、更にかかる理由のために、単純な一般交換組織の中においても、サイクル的な交換からの利益は全く斉らさないが、しかし、同時に危険をも必然的にともなわない父方のクロス・カズン婚を

全く排除しなかった所以が見出されると言っている。[一] 彼の親族構造論が、劃期的名著であることは、シュミット(Shmidt)をしてモルガン以来の大綜合と嘆ぜしめたほど高く評価されている。[二] 爾来、文化人類学上の親族構造理論は新たな発展の方向をたどっていると言っても決して過言ではないであろう。勿論、レヴィ・ストロースの理論が完璧なものではなく、今ここには紙幅の関係で言及しえないが、これに対する批判も漸く活発になっている。[三] しかし、この全く新しい角度からする彼の親族構造の解明、とくにクロス・カズン婚を基礎とした理論的展開をわれわれは理解し克服して前進しなければならないであろう。のみならず、クロス・カズン婚はわが国の村落構造においても全く無縁なものとは考えられない。たとえば、奄美大島のハロウジを調査された蒲生氏が、父あるいは母の父母のいずれの家をばオヤモトとする多系出自のハロウジが世代の移行に従って、拡散化する傾向に対して、いとこ結婚、すなわちハロウジ内婚によって凝集化の反対作用を生ぜしめていることを指摘され、『イトコ結婚は結果的にみて母の実家に土地をもどすことであったり、父親の代に分与した土地をとりもどすことであったりすることもある』[四] と述べておられるのは、とりもなおさずカズン婚の機能に着目しての推論であろう。従って、わが国の親族組織中のこの問題の新たな展開と、その再構成にあたっての彼の理論の摂取は今後に残された重要な課題に外ならないと考えられる。

(一) ibid., p. 561-3.

(二) 大林前掲書八四頁参照。

(三) もっとも新しい批判としては、V. G. C. Homaus & P. M. Schneider, Marriage, Authovity and Final causes, 1955

(四) 蒲生正男「親族」日本民俗学大系三、二五二頁。